

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

浦和若竹幼稚園 重要事項説明書

乳児等通園支援の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

○ 運営主体

事業者の名称	学校法人睦和学園
事業者の所在地	さいたま市南区根岸 3-11-3
代表者氏名	高野 美恵子

○ 事業所の概要

事業の種類	乳児等通園支援事業
施設名称	浦和若竹幼稚園
所在地	さいたま市南区根岸 3-11-3
電話番号・FAX	電話：048-863-6081 FAX：048-862-9908
施設長名	高野 美恵子

○ 事業の目的、運営方針

事業の目的	乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用しているこどもが、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。
運営方針	《基本理念》 心の通った保育を通して、「あかるく・なかよく・たくましく」生きる子どもの育成を目指す。 《保育目標・方針》 安心できる環境・主体的な活動・多様な活動を大切にした教育活動を行う。

2 提供する乳児等通園支援の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領・保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

いろいろな友だちと一緒に遊びながら過ごしたり、親子でも遊んで楽しんだりする経験を通して、お子さんの成長を少しでも手助けできたらと考えています。自由あそび・製作あそび・運動あそび・ふれあい遊びなどを楽しみ、同年齢の友だちと過ごすことで少しずつ小集団や場所にも親しみをもてるよう支援していきます。

また、保護者の方にとっての育児の情報交換の場・育児相談の場として、安心してお子さんが過ごせて、日々の喜びや悩みを共有できる温かなコミュニティでありたいと考えています。

3 職員の職種、員数及び職務内容

施設長	1人
保育士	24人（常勤：22人、非常勤1人）
その他（事務職員）	6人（常勤：3人、非常勤3人）

※ 職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※ 員数及び常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4 乳児等通園支援を提供する日及び時間

開所日	月曜日～木曜日 ※実施日は、ホームページでご確認ください。
休所日	土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3
開所時間	午前10時00分から午後12時00分まで

5 利用料その他の費用等

利用料（利用者負担）	1時間あたり500円 ※「わかたけひろば ひだまり」の初回と「いちごひろば」は無料
超過料金	なし
キャンセル料	なし
実費徴収	入会金（わかたけキッズクラブのみ）3,000円
	※名札・出席カード・月謝袋・保険料など

6 支払方法

現金払のみ

7 利用定員

- ・いちごひろばの定員…0歳児：9名、1歳児：12名、2歳児：12名
- ・わかたけひろば ひだまりの定員…1歳児：12名ずつ(2クラス)
- ・わかたけキッズクラブの定員…2歳児：15名ずつ(4クラス)

8 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

○利用の申込および利用のキャンセルについて

利用申込可能期間	利用日の150日前12時から利用日の1日前17時まで
キャンセル料	なし
利用枠消費	利用当日の午前0時以降から消費

○利用の終了に関する事項

次のいずれかに該当するときは、乳児等通園支援の提供を終了します。

- (1) 保育所、認定こども園、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業・事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、企業主導型保育施設の利用が決定した時。
- (2) 乳児等通園支援事業を利用する保護者から当事業利用の取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当事業の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

9 緊急時における対応

保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、幼児政策課及び乳児等通園支援事業を利用する保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

利用子どもに対する乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

<近隣の緊急連絡先>

浦和警察署	048-825-0110
さいたま市南消防署	048-861-0119

10 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	高野 美恵子
消防計画届出年月日	さいたま市南消防署 令和7年 9月 10日
避難訓練及び消火訓練	避難訓練及び消火訓練・職員周知等を月1回実施
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器

<避難場所と指定避難所>

避難場所 (緊急的に避難する場所)	第1避難場所：当園 園庭 第2避難場所：登園 2Fホール
指定避難所	避難所：さいたま市文化センター（洪水、地震）

11 虐待の防止のための措置

利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

虐待等の行為とは、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為を指します

当園は、乳児等通園支援の提供中に、当園の職員又は養育者（利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、区役所支援課、児童相談所及び幼児政策課等適切な機関に通告します。

12 給食等について

<給食の提供にあたって>

登園では、乳児等通園支援事業において、給食や食物の提供は基本的に行いません。

※食物の提供がある場合は、親子通園の時にのみ実施し、提供する食物の原材料等を通知し、保護者に許可を得たのちに提供します。

<アレルギー対応について>

当園は、さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、浦和若竹幼稚園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

- ・アレルギー対応については、生活管理指導表の提出をしてもらい、除去食の提供などを在園児には行っています。
- ※乳児等通園支援事業(未就園児教室)では、基本的に食物の提供を行わないため、生活管理指導表等の提出等のお願いはいたしません。

1.3 保護者に用意していただくもの

(1) 持参いただくもの

- ・上履き ・水筒 ・出席カード ・名札 ・会費袋 ・その他(各自必要なものをお持ちください)
- ※出席カード・名札・会費袋は、定期利用の方のみお持ちください。
- ※上履きは、様子に応じてご準備ください。

(2) 服装について

- ・動きやすい服装、履きなれた靴

(3) その他ご用意いただくもの

- ・製作遊びの際に、テープやスティックのりなどをご家庭から持参していただく場合があります。(事前通知あり)

1.4 健康管理について

健康管理、病気のときの対応

- ・登園時に健康観察をお願いします。
- ・保育中に37.5℃以上の発熱や著しい体調不良が見られた場合は、速やかに保護者の方と降園していただきます。幼児用ベッドで一時的に休むことも可能です。
- ・原則として園での投薬は行いません。やむを得ず必要な場合は、別途ご相談ください。
- ・アレルギー、持病、熱性けいれんの既往歴など、注意が必要な事項は必ず事前にお伝えください。

1.5 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	加入園賠償責任保険
保険の内容	対人賠償・対物賠償
保険金額	230円 (幼稚園負担)

16 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	氏名 高野 美恵子 (園長) 電話番号 048-863-6081	
相談・苦情受付担当者	氏名 高野 清久 (副園長) 電話番号 048-863-6081	
第三者委員	■■■■■	電話番号 ■■■■■
		役職・肩書等 ■■■■■
	■■■■■	電話番号 ■■■■■
		役職・肩書等 ■■■■■

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

※第三者委員は個人情報保護のため、掲載していません。相談窓口として、ご利用される際は、園までお知らせください。

17 その他保護者に説明すべき事項

お子さまが「安心できる場」として笑顔で過ごせるよう、一人ひとりの心に寄り添った保育を心がけます。

また、お母さん・お父さん同士が気軽にお話しできる機会を大切に、みんなで子育てのアイデアを出し合えるような、温かなコミュニティを目指しています。

困ったとき、迷ったとき、いつでもお気軽にお声がけください。